

## ふるさと応援定期預金「みどりのふるさと」

(平成27年2月2日現在)

1. 商品名(愛称)	○自由金利型定期預金<M型>(「スーパー定期」「スーパー定期300」) 又は自由金利型定期預金<大口定期> 愛称:ふるさと応援定期預金「みどりのふるさと」		
2. ご利用いただける方	○当金庫出資会員の個人・個人事業主及び法人の方で、他金融機関から預け入れ資金全額をお振込み又はお持込みいただける方		
3. 募集総額	○10億円		
4. 取扱期間	○平成27年2月2日(月)～平成27年4月30日(木) ※募集総額に達した場合は取扱期間中であっても終了させていただきます。		
5. 預入期間	○6か月又は1か年 自動継続型(元金継続・元利継続)		
6. 預入			
(1) 預入方法	○一括預入		
(2) 預入形式	○証書形式		
(3) 預入金額	○100万円以上5,000万円以内 ※スーパー定期           100万円以上    300万円未満 スーパー定期300       300万円以上1,000万円未満 大口定期               1,000万円以上		
(4) 預入単位	○1円単位 ○初回預け入れ時は100万円以上50万円単位とします。		
7. 払戻方法	○満期日以後に一括して払戻します。		
8. 制限事項等	○新規の定期預金の預け入れに限定させていただきます。 (既にお預入いただいている定期預金の預け替えはできません。)		
9. 利息			
(1) 適用金利	○固定金利 ○預入金額に応じて下表のとおり金利を適用します。		
	預入期間	100万円以上1,000万円未満	1,000万円以上
	6か月	年0.350%	年0.350%
	1か年	年0.175%	年0.190%
	○自動継続後の金利は、継続日におけるスーパー定期・スーパー定期300又は大口定期の店頭表示金利を適用します。		
(2) 利払方法	○満期日以後に一括して支払います。		
(3) 計算方法	○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。		

10. 税金	<p>○利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります。）</p> <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>
11. 手数料	—
12. 付加できる特約	<p>○マル優の取扱いができます。</p> <p>※マル優について、詳しくは渉外担当または窓口へお問い合わせください。</p>
13. 中途解約時の取扱い	<p>○原則中途解約できません。</p> <p>○当金庫がやむをえないと認め満期日前に解約する場合は、お預入期間に応じた以下の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6ヵ月未満・・・解約日における普通預金の利率</li> <li>・6ヵ月以上1年未満・・・約定利率×50%</li> </ul>
14. 金利情報の入手方法	<p>○金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードでご確認ください。</p>
15. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部業務課（9時～17時、電話：0824-72-5588）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部業務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫業務部業務課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
16. その他参考となる事項	<p>○満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>○預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>